**校　長　大角　正弘**

**令和３年度　学校経営計画及び学校評価**

１　めざす学校像

|  |
| --- |
| 将来の共生社会における児童生徒の自立と社会参加に向け、一人ひとりの障がいの実態を的確に把握し、学力の基礎・基本と社会性を身につけさせ、社会に参画する意欲と豊かな心を育てるため、常により良い学校をめざし全教職員で力を合わせて教育活動を推進する。 |

２　中期的目標

|  |
| --- |
| **１．【新学習指導要領への移行を踏まえた肢体不自由教育の実践力向上のために、効果的な教育課程を編成して実施・評価・改善を図る】**  **（肯定的評価が90％を上回る。）（R1年度86％ R2年度89％）**  (1)新学習指導要領を踏まえた教育課程の編成  ア　新学習指導要領に基づき、本校学校教育目標の観点から学部間での学習の系統性、発展性を確立  　　 イ　児童・生徒の実態に応じた類型制（Ⅰ～Ⅲ）に基づく教育課程を編成し、個別の指導計画に基づく授業を展開  **２．【将来の自立と社会参加をめざし、児童・生徒一人ひとりの実態を踏まえた教育活動を推進する】（肯定的評価が92％を上回る。）**  **（H30年度83％ R1年度92％ R2年度92％）**  (1) 児童・生徒の実態に応じた学校行事を含めた教育活動の充実  　(2) 児童・生徒一人ひとりの学習効果を高めるため、児童・生徒の実態に応じたグループウェア・ICT機器の有効活用を推進  　(3) キャリア教育の観点から企業、事業所や労働関係機関等との連携を図り、個々の児童生徒の社会的自立を推進  (4) 児童生徒の作品を紹介する「西淀ギャラリー」の計画的運用を推進  (5) スポーツ交流(ボッチャ)を推進しQOL向上を推進。  　 　ア　2021年東京オリンピック、パラリンピックの開催を契機として障がい者スポーツへの理解・関心を高めるための普及・啓発活動を推進  　 イ 様々なスポーツ交流に参加できる環境づくりの促進  **３．【子どもの障がいの状況に応じたより良い教育活動を実践するため、特別支援教育に関する高い専門性と授業力の向上をめざす】**  **（肯定的評価が92％を上回る。）（H30年度83％ R1年度92％ R2年度92％）**  (1) アセスメント力を高め、児童生徒一人ひとりの実態に応じた適切な指導目標を設定、適正評価の実現を推進  ア　アセスメントチェックリストの活用・定着  イ　教員の課題やニーズに応じた研修の企画及び実施  ウ　研究テーマを設定し授業研究（研究授業と授業検討会）を実施、PDCAサイクルによる授業改善を推進  エ　最新の特別支援教育に関する情報を収集・具現化し、全肢研での発表など本校の取組を広く全国発信  (2) 新しい支援機器を導入する等、支援機器の充実による自立活動の指導内容の充実・深化  ア　移動支援機器を有効活用し、電動車いすによる児童生徒の積極的な社会参加を促進  ※ 令和元年度学校経営推進事業費支援校として「どんどんいこーぜプロジェクト」をスタート。移動支援機器「DonDonikoo」３台等を購入し今年度３年次事業を推進（移動支援の定着と充実・各種特別支援教育研究会等での情報発信）  (3) 本校での自立活動指導への支援体制の確立  　　　ア　自立活動専任による自立活動研修体制（自立活動アドバイザーシステム）の充実  　　　イ　特別支援学校教員としての専門性に関する自己チェックリストを活用した主体的な専門性向上システムの構築  　　　ウ　福祉医療関係人材活用事業等の活用により、重度・重複化する児童・生徒の課題に対応する専門職の知識を導入した教員の専門性向上  **４．【共生社会の形成に向けて、障がい者理解並びに人権教育を充実させるとともに特別支援教育の地域のセンター校としての役割を強化する】**  **（肯定的評価が87％を上回る。）（H30年度70％ R1年度69％ R2年度82％）**  (1) 子どもの人権を大切にする道徳教育・人権教育に関する研修に努め、教育活動全般を通じての違いを認め合える人権尊重の教育を徹底  ア　居住地校交流の発表会や人権研修会を地域に開放し、その内容や成果について様々な方法を工夫し幅広く発信  (2) 肢体不自由の子どもについての学校生活や教科指導の支援、障がいに関する情報提供、教材教具の紹介などの支援・相談、地域の学校教員向けの研修実施を促進・充実  (3) 各学部における交流及び共同学習の推進  ア　キャリア教育の一環としての学部間の授業交流・共同学習（姉妹クラス）を推進  　 イ 近隣の小・中・高等学校との「交流及び共同学習」を充実し、障がい児・者理解と啓発、共生社会実現のためのインクル―シブ教育システムを推進  **５．【学校・家庭・地域との連携と安全・安心な学校づくりを推進する】　　（肯定的評価が90％を上回る。）（R2年度89％）**  　(1) 避難訓練や防災学習の充実、個人情報管理機能の向上を図り、安全で安心な学習環境を整備推進  ア　危機管理及び対応能力の向上を図り、事故等の未然防止に努める。災害用備蓄の計画的整備、PTAと連携した災害時個人持出袋の提出推進、地域住民・関係自治体・ＰＴＡと協同・連携した「防災・避難所運営体制」の確立  イ　重度・重複障がい、医療的ケアの必要な児童生徒、食物アレルギー対応児童生徒等の安全な指導のため、医療・保護者等との連携の強化と看護師・教員間の連携を強化し、校内体制の充実推進  　(2) 学校組織改編を進め、組織の“見える化”と学部・分掌間の連携強化、円滑な業務運営の推進等による働き方改革の推進  　　　ア　効率的な組織運営による「安全・安心な学校づくり」の推進と時間外勤務の縮減  (3) 学校ホームページ等を活用した最新の情報発信、講義・相談等支援教育への理解・支援の深まりと広がり  (4) 新型コロナウィルス感染症への適切な対応・対策体制を確立し、「学びの保障」「人権尊重の教育の推進」「教職員の負担軽減」を推進 |

【学校教育自己診断の結果と分析・学校運営協議会からの意見】

|  |  |
| --- | --- |
| 学校教育自己診断の結果と分析［令和　　　年　　月実施分］ | 学校運営協議会からの意見 |
|  |  |

３　本年度の取組内容及び自己評価

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 中期的  目標 | 今年度の重点目標 | 具体的な取組計画・内容 | 評価指標[R２年度値] | 自己評価 |
| **１．【新学習指導要領への移行を踏まえた肢体不自由教育の実践力向上**  **のために、効果的な教育課程を編成して実施・評価・改善を図る】** | (1)  新学習指導要領を踏まえた教育課程の編成  ア  新学習指導要領に基づき、本校学校教育目標の観点から学部間での学習の系統性、発展性を確立  イ  児童・生徒の実態に応じた類型制（Ⅰ～Ⅲ）に  基づく教育課程を編成し、個別の指導計画に  基づく授業を展開 | ア  ・Ⅲ類型のシラバス、各教科の方向性、系統性、配  列の確立。  イ  ・年間指導計画、個別の指導計画に基づく授業にな  っているかを検討する。 | 月１回の授業会議、各学期に1回のカリ・マネ推進委員会を実施し以下の項目を実現する。  ア  ・Ⅲ類型シラバス、各教科の系統性を完成させる。  イ  ・教育課程の編成についての肯定的評価を90％以上とする。[89％] |  |
| **２．【将来の自立と社会参加をめざし、児童・生徒一人ひとりの実態を踏まえた教育活動を推進する】** | (1)  児童・生徒の実態に応じた学校行事を含めた教育活動の充実 | ・スポーツフェスティバルや文化祭において、新型コロナウィルス感染症を考慮し、内容の見直しを図る。  ・コロナ禍においての行事内容を検討し、できる限り児童生徒が交流できるようにする。 | ・各行事の保護者アンケートにおいて、新型コロナウィル  ス感染症対策に関する項目の肯定的な意見が60%を上回  る。[新規]  ・前年度に比べ交流する機会を多く設ける。 |  |
| (2)  児童・生徒一人ひとりの学習効果を高めるため、児童・生徒の実態に応じたグループウェア・ICT機器の有効活用を推進 | （2）  ・効果的にグループウェアを活用し、教員の業務の  効率化を図り、児童・生徒への指導や授業準備に充  てられる時間を増やす。 | (2)  ・グループウェアについての研修会を行い、G suiteを活用  できる教員数を全体の10％以上にする。[新規] |  |
| (3)  キャリア教育の観点から企業・事業所や労働  関係機関等との連携を図り、個々の児童生徒  の社会的自立を推進 | (3)  ・進路指導部において、全学部対象に夏季休業期間中に事業所を体験できる機会「夏休み福祉事業所見学及び一日体験」を実施する。保護者向けと教員向けの説明会を行い、参加の呼びかけを行う。 | (3)  「夏休み福祉事業所見学及び一日体験」高等部1～3学年生徒の参加率を、新型コロナ感染症の影響を考慮して、55％以上とする。[R2‐不実施]) |  |
| (4)  児童生徒の作品や授業の取り組みを紹介する「西淀ギャラリー」の計画的運用を推進 | (4)  ・作品展示用の黒プラダンを、北館２Ｆ廊下中心に  常時設置し、各授業の取り組みや行事の取り組み、  作品を、全校児童生徒や保護者などがいつでも鑑賞  できるようにし、ギャラリーを通した交流を図る。 | 4)  ・学期ごとに展示ローテーションを組み、計画的に展示す  る。 |  |
| (5)  スポーツ交流(ボッチャ)を推進しＱＯＬ向上を推進  ア  2020年東京オリンピック、パラリンピックの開催を契機として障がい者スポーツへの理解・関心を高めるための普及・啓発活動を推進  イ  様々なスポーツ交流に参加できる環境づくりの促進 | ア  ・競技種目を体験するなど、オリンピック、パラリ  ンピックに関連した授業を展開し、障がい者スポー  ツの理解・関心を高める。  イ  ・ボッチャ部として保護者と連携しながら活用し、練習・大会参加をめざす。また、地域学校間交流する機会を設け、スポーツ交流に参加できる環境づくりを行う。 | ア  ・各学部において、オリンピック・パラリンピックに関連し  た授業を各学期に行う。  ・児童生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫に関  する肯定評価90％以上とする。[97％]  イ  ・ボッチャ部として毎月2回練習日を設ける。  ・交流会や大会に年間を通して３回以上参加する。  　[R２－不実施] |  |
| **３．【子どもの障がいの状況に応じたより良い教育活動を実践するため、特別支援教育に関する高い専門性と授業力の向上をめざす】** | (1)  アセスメント力を高め、児童生徒一人ひとりの実態に応じた適切な指導目標を設定、適正評価の実現を推進・定着  ア  アセスメントチェックリストの活用推進  イ  教員の課題やニーズに応じた研修の企画及び実施  ウ  研究テーマを設定し授業研究（研究授業と授業検討会）を実施しPDCAサイクルによる授業改善の推進  エ  最新の特別支援教育に関する  情報を収集・具現化し、全肢  研での発表など本校の取組を  広く全国発信 | ア  ・チェックリスト中の「課題整理シート」の活用が進むよう、その有用性についてのレクチャーを企画及び実施する。  イ  ・外部講師の招聘や自校教員による、本校の課題に即した研修会を企画及び実施する。  ウ  ・研究テーマに沿った授業研究の実践を通してPDCAサイクルによる授業改善に取り組む。その際、外部講師を招聘し指導助言を受ける。  エ  ・校内･外の場に本校の実践について報告･発表する。 | ア  ・アセスメントチェックリストに関する研修を実施、「課題  整理シート」を活用し、個別の指導計画の目標設定が円滑に  なったかについての肯定的評価50％以上とする。[新規]  イ  ・外部講師や自校教員による研修会を年3回以上企画・実  施。[外部講師3回、自校講師7回]  校内研修に対する肯定的評価を50％以上とする。[新規]  ウ  ・授業研究に対する取り組みを年3回以上企画・実施。  [2回]  　授業研究に対する肯定的評価を50％以上とする。[新規]    エ  ・研究紀要を発行し、校外へ向けて本校の取り組みを発信する。校内に向けてはWEB上の掲示板に研究紀要を載せ周知する。 |  |
| (2)  新しい支援機器を導入する等、支援機器の充実による自立活動の指導内容の充実・深化  ア  移動支援機器を有効活用し、電動車いすによる児童生徒の積極的な社会参加を促進  (３)  本校での自立活動指導への支援体制の確立  ア  自立活動専任による自立活動研修体制（自立活動アドバイザーシステム）の充実  イ  特別支援学校教員としての専門性に関する自己チェックリストを活用した主体的な専門性向上システムの構築  ウ  福祉医療関係人材活用事業等の活用により、重度・重複化する児童・生徒の課題に対応する専門職の知識を導入した教員の専門性向上 | ア  ・移動支援機器を活用した実践を報告・共有し、有効活用の拡大を図る。  ア  ・自立活動アドバイザーシステムを確立させる。  イ  ・専門性に関する自己チェックリストの改訂を行い、専門性向上全体評価のシステム構築を行う。  ウ  ・専門性に特化した人材（医師、発達臨床、FBM、PT、OT、ST等）の助言を有効活用した指導体制を確立する。 | ア  ・自活研、全肢研で移動支援機器を活用した実践報告を行う。  ・移動支援機器活用事例集を完成させる。  ア  ・自立活動に関する全校的な研修を４回以上実施する。  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　[４回]  イ  ・チェック項目の見直しとフォーム作成ツールを活用したアンケート方式に改訂を行う。[新規]  ウ  ・自活専任、学級担任と事前・事後打ち合わせを行い、自活の具体的指導内容の充実を図る。  イ、ウ：共通評価指標  ・専門性向上の自己評価「困らない程度に身についている」が全ての項目で50％以上にする。[新規] |  |
| **４．【共生社会の形成に向けて、障がい者理解並びに人権教育を充実させるとともに特別支援教育の地域のセンター校としての役割を強化する】** | (1)  子どもの人権を大切にする道徳教育・人権教育に関する研修に努め、教育活動全般を通じての違いを認め合える人権尊重の教育を徹底  ア  居住地校交流の発表会や人権研修会を地域に開放し、その内容や成果について様々な方法を工夫し幅広く発信 | ア  居住地校交流に関する成果や情報を周知・共有するための報告会を実施する。 | ア  ・居住地校交流について保護者アンケートを実施し、肯定的意見80％以上とする。[R2‐不実施] |  |
| (2)  肢体不自由の子どもについての学校生活や教科指導の支援、障がいに関する情報提供、教材教具の紹介などの支援・相談、地域の学校教員向けの研修実施を促進・充実 | (2)  ・地域の教員向けにアンケートを実施し、ニーズに合った研修会を開催する。 | (2)  ・年1回の研修会実施と参加者アンケート肯定的意見75%以上とする。[R2‐不実施] |  |
| (3)  各学部における交流及び共同学習の推進  ア  キャリア教育の一環としての学部間の授業交流・共同学習（姉妹クラス）を推進  イ  近隣の小・中・高等学校との「交流及び共同学習」を充実し、障がい児・者理解と啓発、共生社会実現のためのインクル―シブ教育システムを推進 | ア  ・中学部教育との円滑な接続をめざし，小学部6年生の児童を対象とした中学部の授業見学、体験を実施する。  イ  ・地域の小学校の児童（３年生と４年生）との交流教育を毎年度、計画し実施する。今年度においても継続された取り組みを行う。  ・近隣の中学校や高等学校との学習交流や作品交換といった取り組みを通して、相互理解や社会性を高めあい、同年代とのコミュニケーションの中で、人間関係を育む。 | ア  ・小学部６年生の、中学部授業見学、体験を各学期１回以  上実施する。[２，３学期に1回ずつ計2回]  イ  ・地域の小学校の３年生と４年生と１回ずつ学校間交流を  実施する。[R2‐不実施]  ・近隣の中学校との交流会を1回以上実施する。  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　[R2‐不実施]  ・近隣の高等学校と作品交流を2回以上実施する。[2回] |  |
| **５．【学校・家庭・地域との連携と安全・安心な学校づくりを推進する】** | (1)  避難訓練や防災学習の充実、個人情報管理の向上を図り、安全で安心な学習環境を整備推進  ア  危機管理及び対応能力の向上を図り、事故等の未然防止に努める。災害用備蓄の計画的整備、PTAと連携した災害時個人持出袋の提出推進、地域住民・関係自治体・ＰＴＡと協同・連携した「防災・避難所運営体制」の確立  イ  重度・重複障がい、医療的ケアの必要な児童生徒、食物アレルギー対応児童生徒等の安全な指導のため、医療・保護者等との連携の強化と看護師・教員間の連携を強化し、校内体制の充実推進 | ア  ・マニュアルや避難訓練の内容をより本校の実態に即したものにし、教職員の防災意識改革を図る。  イ  ・「食物アレルギー個別対応献立表」での食物アレルギー対応のチェックもれがないかを栄養教諭、複数の教員、管理職で確認し配膳ミスを防ぐ。 | ア  ・新たに「171訓練」「教員実働避難訓練」を実施する。  ・災害時個人持ち出し袋に加え、学校徴収金で２日分の児童生徒分の備蓄食を確保する。また、賞味期限を考慮し、研修を行い、備蓄食の入れ替えを年に１回実施する。  イ  ・「食物アレルギー個別対応献立表」の内容確認を行い、アレルギー事故0を継続する。 |  |
| （2）  学校組織改編を進め、組織の“見える化”と学部・分掌間の連携強化、円滑な業務運営の推進等による働き方改革の推進  ア  効率的な組織運営による「安全・安心な学校づくり」の推進と時間外勤務の縮減 | ア  学部運営、会議や会議時間、行事の精選など、引き続き検証作業を行い、校務全般について更なる業務の効率化を図る。 | ア  1人当たりの時間外勤務（1か月あたり）が45時間を超過しないように取り組み、昨年度よりも５％の短縮を実現する。[15％減] |  |
| (３)  学校ホームページ等を活用した最新の情報発信、講義・相談等支援教育への理解・支援の深まりと広がり | ・ホームページのブログの更新回数を増やし、本校での取り組みの様子を保護者や地域の方々へ幅広く周知する。  ・特別支援学校のセンター的機能の充実のために、肢体不自由を中心とした特別支援教育の情報を発信する。 | ・保護者に発信している内容を地域向けに編集し、学部ブログの更新回数を前年度より5回以上増やす。　[12回]  ・支援相談依頼のあった内容等を参考に特別支援教育の情報を年５回以上配信する。[5回] |  |
| (4) 新型コロナウィルス感染症への適切な対応・対策体制を確立し、「学びの保障」「人権尊重の教育の推進」「教職員の負担軽減」を推進 | ・「府立学校における新型コロナウィルス感染症対策マニュアル」に沿った本校独自の「新型コロナウィルス感染症対応マニュアル」を作成し、対応・対策体制を確立する。  ・「学びの保障」として、オンライン授業の整備に取り組む。 | ・作成した「新型コロナウィルス感染症対応マニュアル」を教員間にて周知徹底し、感染症対策に努める。  ・年度当初よりオンライン授業のルール確立に取り組み、授業内容の充実を図る。 |  |